

議案第33号

史跡備前陶器窯跡保存活用計画策定委員会条例の制定について

史跡備前陶器窯跡保存活用計画策定委員会条例を次のとおり制定する。

平成31年2月26日提出

備前市長 田原 隆 雄

備前市条例第 号

史跡備前陶器窯跡保存活用計画策定委員会条例

(設置)

第1条 史跡備前陶器窯跡の保存活用計画(以下「計画」という。)を策定するため、史跡備前陶器窯跡保存活用計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げる事務とする。

- (1) 計画の策定に関する事務
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画に関し教育委員会が必要と認める事務

(組織及び委員)

第3条 委員会は、史跡の保存活用に関し高い識見を有する者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する委員10人以内をもって組織する。

2 委員の任期は、計画の策定終了の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、会議において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(備前市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

2 備前市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例(平成17年備前市条例第51号)の一部を次のように改正する。

「
別表中

指定無形文化財等認定候補者等推薦委員会委員	日額	10,000
-----------------------	----	--------

 を
」

「

指定無形文化財等認定候補者等推薦委員会委員	日額	10,000
史跡備前陶器窯跡保存活用計画策定委員会	日額	10,000

 に改める。
」